

# 2016 年度 冬季中学ディベート交流大会 論題解説

文責：全国教室ディベート連盟近畿支部 宮嶋隼司

---

日本は公職選挙法が定めるすべての選挙においてネット投票を導入すべきである。是か非か。

・ここでいうネット投票とは、インターネットを介して所定の情報を所定の宛先に送付することによる投票を指す。

- ・投票とは、選挙における有権者の意思表示をいう。
  - ・投票を行う場所及び対象となる有権者を限定しないものとする。
  - ・現行の投票手段と併設して導入するものとする。
  - ・2030年以降に施行する選挙より実施するものとする。
- 

## 1. はじめに

今日、日本の選挙の投票率は低下傾向にあると言われていています。例えば、テレビや新聞のニュースでも大きく話題になる国政選挙の投票率ですが、平成26年に行われた衆議院議員総選挙では、52.66%です。大体、半分くらいですね。また、平成21年の総選挙の投票率は69.28%で、平成24年の総選挙では59.32%です。この数字を見るだけでも、投票率が低下傾向にあることが分かります。

その中でも近年問題視されているのは、若者の投票率の低下です。平成26年度に行われた衆議院総選挙において、50歳代の平均投票率は60.07%、60歳代の平均投票率は68.28%だったのに対し、20歳代は32.58%、30歳代は42.09%となっています。その結果、「シルバーデモクラシー」、すなわち、高齢者の意見ばかりが政治に反映されているのではないかと、との指摘が増えてきています。

このような背景の中で、「ネット投票」という新しい方策について、中学生の皆さんに様々な観点から考えてほしいと思います。また、論題の付帯文が多くなっていますので、付帯文についても解説いたします。

## 2. 現状の制度

現在の選挙では、基本的に、「投票用紙に候補者の名前や政党名を書く」自書式投票という方式が採用されています。もちろん、例外もあります。例えば、「記号式投票」というものがあります。地方公共団体の議員や首長の選挙は、条例によって、候補者名に○の印をつけて投票することが出来るというものです。

また、「電子投票」という制度を導入していた地方公共団体もあります。電子投票というのは、「電磁的記録式投票機」(電子投票機)を用いて行う投票です。投票所に行き、電子投票機を操作して、投票する候補者を選択するというものです。この投票様式も、条例によって定めることが可能になっています。一方で、電子投票はコストがかかる事などを原因とし、導入している地方公共団体は減少しているようです。

このように、様々な投票がありますが、「投票所に足を運ばなくてはならない」という点で共通しています。

### 3. プラン後の制度

プランを導入すること、これらの制度はどのように変化するのでしょうか。論題本文及び付帯文に基づいて、具体的に説明していきます。

#### ●論題本文について

日本は公職選挙法が定めるすべての選挙においてネット投票を導入すべきである。是か非か。

#### ➤ 公職選挙法が定めるすべての選挙

この論題が定める選挙の範囲は、「公職選挙法が定めている選挙」です。具体的には、衆議院議員総選挙、参議院議員選挙、地方公共団体の議会の議員、またその首長を選ぶための選挙です。国政選挙だけに定めたものではないので、地方公共団体における選挙においてもネット投票が導入されます。

#### ➤ ネット投票

ここでいうネット投票は、付帯文の1つ目で定めたように「インターネットを介して所定の情報を所定の宛先に送付することによる投票」です。先ほど述べた「電子投票」ではなく、「インターネットを介した投票」になります。例えば、総務省「電子機器利用による選挙システム研究会中間報告書」(平成12年8月)における「第3段階」をイメージしてください。報告書には、「第3段階」のことを、「投票所での投票を義務づけず、個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する段階」としています。具体的には、「家のパソコンにネットを繋いで、候補者の名前などをクリックすることで、投票することが出来るようになる」というものを想定して頂ければ良いかと思います。

#### ●付帯文について

#### ➤ 投票とは、選挙における有権者の意思表示をいう。

選挙における意思表示ですので、「どの候補者や、政党に投票するか。」ということ指します。

#### ➤ 投票を行う場所及び対象となる有権者を限定しないものとする。

全ての有権者が、どんな場所でもネット投票が出来るようになる、ということです。例えば、「国が定めた投票所でなければ投票が出来ない」プランや、「20代、30代のみがネット投票をできるようになる」プランは認められませんので気を付けてください。

➤ 現行の投票手段と併設して導入するものとする。

プラン後の投票手段は2つ存在します。1つは、新たに導入される「ネット投票」。もう1つは、現行の形式です。有権者はどちらでも好きな方を選ぶことが出来るようになります。「投票所を廃止する」というプランは認められません。

#### 4. 海外の制度

実際に、このネット投票制度を導入している国があります。国政レベルで導入しているのは、エストニアです。2005年から地方選挙で導入し、2013年段階で既に国政選挙、地方選挙含めて5度実施されています。具体的には、パソコンに身分証明カードを差し込み、選挙サイトにパスワードを打ち込み、本人確認をして、投票します。「投票日4日前まで」という制限付きですが、投票を上書きすることも可能です。

他にも、アメリカの大統領選における民主党予備選挙でもネット投票が実施されたことがあります。

#### 5. 想定される議論

##### ●メリット

➤ 投票率の向上

明るい選挙推進協会によると、投票を棄権する理由として「仕事があったから」「重要な仕事があったから」を挙げている人は、第47回衆議院選挙（2014年）では27.4%、第46回衆議院選挙（2012年）では、35.3%になります。ネット投票という形で、家から手軽に投票できるようになると、このような人たちが手軽に選挙に行くことが出来るようになるでしょう。特に、現在投票を棄権する人が多い若者層の投票率向上が期待されます。

若者の投票率が上がるのがなぜ良いのか、上がるとどのようなことが起こるのか、をより深く考察出来るとよい議論が出来るでしょう。

##### ●デメリット

➤ 投票における不正の増加

インターネット回線を用いた集計を行うため、サイバー攻撃などによって結果が歪められるリスクや、機械の不具合により、誤作動などが起こり、選挙結果が正しく反映されないリスクが想定されます。

また、付帯文で述べているように、「投票の場所を限定しない」ため、他者の監視のもと、投票先の強制も起こり得るでしょう。

## ➤ 安易な投票の増加

「インターネットで投票できる」ということは、現行の制度のように、投票所まで足を運んで投票する場合よりも、気軽に投票できるようになります。その結果、熟慮することなく、感情や印象で投票してしまい、選挙の質が低下するが予想されます。

## 6. 最後に

「インターネット投票」と検索して見つけることのできる論文はあまり多くありません。そのため、広く「民主主義」「投票率」など、インターネット投票により影響を受けるような事柄を中心に本や論文、新聞記事などを調べてみることをお勧めします。

この論題は、インターネット投票という切り口に、今後の日本の民主主義のあり方について考えるものです。そもそも民主主義はなぜ良いのか、投票率が低い現状は良くないのか、など様々な観点でメリット・デメリットを考えてみてほしいと思います。

なお、本稿は、リサーチの参考になることを意図して視点を提示したものであり、論題・付帯文として拘束力を持つものではありません。論題の解釈において、本稿とは異なる見解の議論を排除することはありません。自由な議論を期待しています。

## 7. 参考資料

- ・ 総務省 HP 「国政選挙の年代別投票率の推移について」  
[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/nendaibetu/](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/)
- ・ 総務省 HP 「なるほど！選挙」  
[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/index.html)
- ・ 総務省『電子機器利用による選挙システム研究会中間報告書』（2000年8月）  
<http://www.soumu.go.jp/news/pdf/densi.pdf>
- ・ 公益財団法人 明るい選挙推進協会『第47「回衆議院議員総選挙全国意識調査 調査結果の概要』（2015年8月）  
<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2011/10/47syuishikicyosa-1.pdf>
- ・ 毎日新聞 「ネット投票、政治変える エストニア、国民の権利重視」（2013年6月11日朝刊）
- ・ 読売新聞 「米大統領選アリゾナ州予備選 「ネット投票」が威力発揮 他州でも導入の動き」（2000年3月18日朝刊）
- ・ 柳瀬昇『情報通信技術の発達と投票システム改革の可能性—2000年アリゾナ州民主党大統領予備選挙におけるインターネット投票をめぐる法的「・政治的議論を通じて」』『法学政治学論究』第61号（2004）